子育て中、いざというときの味方がいます!

お子さんの一時預かりサービスをご活用ください

0歳～高校生のお子さんがいる区内在住の方は、仕事や用事があるといったさまざまな状況で一時預かりサービスを受けられます。

マークの見方・利用シーン

- 仕事 **仕事や用事があるとき** 急な仕事や用事の際に利用できます
- 息抜き **息抜きしたいとき** リフレッシュしたいときに利用できます
- 病気 **お子さんが病気のとき** 体調不良のお子さんを預けられます
- 障害 **お子さんに障害がある方向け** 特性に配慮した支援を受けられます

対象年齢

乳児	幼児	小学生	中学生	高校生
生後6か月～ 認可保育園・認定こども園等の一時保育				
生後6か月～ ひろば型一時保育				
生後43日～ ファミリーサポート事業				
	1歳～ ファミリーサポート事業(病児・病後児の預かり)			
0歳～ ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)				
	3歳～ 障害幼児一時保育			

認可保育園・認定こども園等の一時保育

仕事 息抜き

詳しくはこちら

生後6か月以上の集団保育ができるお子さんを対象に各保育施設で一時的に預かります。

空き状況の確認や申し込み方法は、保育施設ごとに異なります。

※認可保育園・認定こども園等に在籍している場合は、利用できません。

区立園

申し込み方法等詳しくは、一時保育システム「ミチシルベ」(**右下**二次元コード。HP https://shinjuku.hoiku.michi-shiru.jp/)をご覧ください。

日 月～金曜日または月～土曜日(いずれも祝日等を除く)の午前8時30分～午後5時のうち8時間以内

私立園等

詳しくは、各保育施設へお問い合わせください。

共通事項

場 ▶認可保育園、▶認定こども園、▶保育ルームえどがわ園、▶事業所内保育所

問 保育課入園・認定係☎(5273)4527

ひろば型一時保育

仕事 息抜き

詳しくはこちら

普段から親子で利用している身近な施設で、お子さんを短時間預かります。

日 月～金曜日の午前9時～午後5時(1時間以上30分単位、1日あたり4時間まで)

場 ▶子ども総合センター(新宿7-3-29)

▶榎町子ども家庭支援センター(榎町36)

▶中落合子ども家庭支援センター(中落合2-7-24)

▶地域子育て支援センター二葉(南元町4)

対 生後6か月～未就学児のお子さん

申 利用希望日の1週間前～前日に電話または直接、問合せ先へ。

※事前に利用登録(登録面接)が必要です。利用登録当日は利用できません。

問 ▶**子ども総合センター子育て支援係**☎(3232)0695

▶**榎町子ども家庭支援センター**☎(3269)7304

▶**中落合子ども家庭支援センター**☎(3952)7751

▶**地域子育て支援センター二葉**☎(5363)2170

ファミリーサポート事業

仕事 息抜き 病気

詳しくはこちら

地域で子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)による相互援助活動です。提供会員がお子さんを一時的に預かります。保育施設等の開始前・終了後・休業日等に利用できます。

利用時間 午前6時～午後10時

場 利用会員または提供会員の自宅

対 区内在住・在勤・在学で、生後43日～18歳のお子さんの保護者

利用の流れ ▶利用会員登録説明会で会員登録をする。▶利用したい日を決めて問合せ先へ電話で申し込み、提供会員の紹介を受ける。

病児・病後児の預かりも実施しています

提供会員が病気や回復期のお子さんを預かります。

利用時間 午前8時～午後6時30分(土・日曜日、祝日等を除く)

場 原則として、利用会員の自宅

対 区内在住の1歳～小学6年生のお子さんの保護者

利用の流れ ▶同事業の登録手続き後に、病児・病後児預かり利用会員登録説明会で登録をする。

▶お子さんが元気な状態のときに利用会員宅で同事業の預かりを1回利用する。

▶病気時に医療機関で受診して医師の承諾を得た後、提供会員へ直接、申し込む。

※病状等により利用できない場合があります。

問 区ファミリー・サポート・センター☎(5273)3545

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

仕事 息抜き 病気

詳しくはこちら

ベビーシッターをご自宅等で利用した際の費用の一部を助成します。申請方法等詳しくは、新宿区ホームページ(**右**二次元コード)をご覧ください。

場 利用者の自宅、施設ほか

対 未就学児がいる家庭

問 子ども総合センター子育て支援係

☎(3232)0695

障害幼児一時保育

障害

詳しくはこちら

日 月～土曜日(祝日等を除く)の午前9時～午後5時(1日2名まで)

対 3歳～未就学児で次のいずれかに該当するお子さん

▶身体障害者手帳または愛の手帳を持っている

▶通所受給者証(児童発達支援等)を持っている

▶特別支援学校の幼稚部に通っている

▶児童発達支援センター「あいあい」の事業を利用したことがある

申 利用希望月の前月1日(1日が土・日曜日、祝日等の場合はその月の最初の営業日)から電話または直接、問合せ先へ。

※事前に面接と利用登録の申請が必要です。利用登録当日は利用できません。

場 問 子ども総合センター発達支援係(新宿7-3-29)☎(3232)0679

利用者の声

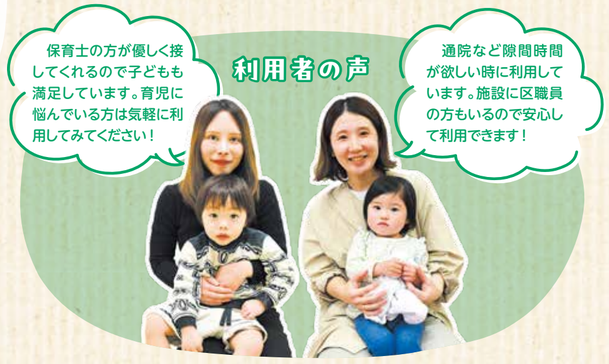

子育て支援サービスの情報を発信しています

定期預かりサービスの情報も掲載しています!

新宿区 Shinjuku City
育児を応援する行政サービスガイド
はっぴー子育て

区の子育て支援に関する情報をまとめた冊子「新宿はっぴー子育てガイド」(新宿区ホームページ(**右**二次元コード**上**)からリンク)やウェブサイト「はっぴー子育て」(**右**二次元コード**下**。HP https://shinjuku-city.mamafre.jp/)をぜひご活用ください。

問 子ども家庭課管理係☎(5273)4260

新宿はっぴー子育てガイドはこちら

はっぴー子育てサイトはこちら